

鎌倉市屋外広告物条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 広告物等の制限（第4条—第14条）
- 第3章 広告物等の管理（第15条—第20条）
- 第4章 監督（第21条—第32条）
- 第5章 広告景観形成の推進（第33条—第38条）
- 第6章 雑則（第39条—第46条）
- 第7章 罰則（第47条—第51条）

付則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）の規定に基づき、屋外広告物（以下「広告物」という。）又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。以下これらを「広告物等」という。）の規制に関する事項その他の景観の形成に必要な事項を定めることにより、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止することを目的とする。

（広告物等の在り方）

第2条 広告物等は、良好な景観若しくは風致を害し、又は公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものでなければならない。

（定義）

第3条 この条例において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、法において使用する用語の例による。

第2章 広告物等の制限

（許可）

第4条 本市の区域内に広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、規則で定めるところにより市長に申請をしなければならない

い。

- 3 市長は、前項の申請に係る広告物等が次条、第6条及び第7条（第9条第3項に規定する広告物等にあつては第6条（第1項第1号から第4号まで及び第5号（公衆便所並びに路上に設置する変圧器及び配電器を除く。）に限る。）及び第7条、第9条第4項に規定する広告物等にあつては第6条（第1項第5号（公衆便所に限る。）を除く。）及び第7条）の規定に違反せず、かつ、第8条及び第10条に規定する基準に適合する場合に限り、第1項の許可をすることができる。

（禁止地域等）

第5条 次に掲げる地域又は場所には、広告物等を表示し、又は設置してはならない。ただし、電車又は自動車等に表示する広告物にあつては、この限りでない。

- （1） 文化財保護法（昭和25年法律第214号）第27条第1項の規定により指定された建造物の敷地及び周囲で市長が指定する地域
- （2） 文化財保護法第109条第1項若しくは第2項の規定により指定され、又は第110条第1項の規定により仮指定された地域
- （3） 神奈川県文化財保護条例（昭和30年神奈川県条例第13号）第4条第1項の規定により指定された建造物の敷地及び同条例第31条第1項の規定により指定された地域
- （4） 鎌倉市文化財保護条例（平成17年3月条例第13号）第11条第1項の規定により指定された建造物の敷地及び同条例第41条第1項の規定により指定された地域
- （5） 森林法（昭和26年法律第249号）第25条第1項の規定により保安林として指定された森林のある地域
- （6） 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和41年法律第1号）第6条第1項の規定により定められた歴史的風土特別保存地区
- （7） 首都圏近郊緑地保全法（昭和41年法律第101号）第5条第1項の規定により定められた近郊緑地特別保全地区
- （8） 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第12条第1項の規定により定められた特別緑地保全地区
- （9） 鎌倉市風致地区条例（平成25年12月条例第22号）第6条第1項に規定する第1種風致地区
- （10） 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域
- （11） 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項の規定により定められた生産緑地地区
- （12） 河川法（昭和39年法律第167号）第6条第1項（同法第100条第1項において準用する場合

を含む。)に規定する河川区域及び下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第3号ロに規定する公共下水道の敷地又は排水施設

(13) 海岸法(昭和31年法律第101号)第2条第2項の規定により指定された公共海岸

(14) 道路及び鉄道の路線用地並びにこれらから展望できる範囲で、市長が指定する範囲内にある地域

(15) 景観法(平成16年法律第110号)第8条第1項の規定により定めた鎌倉市景観計画(以下「景観計画」という。)において眺望点として選定した場所からの眺望景観を保全し、又は創出するため特に必要があると認めて市長が指定する区域

(禁止物件)

第6条 次に掲げる物件には、広告物等を表示し、又は設置してはならない。

(1) 橋りょう(ガード類を含む。)、トンネル、高架構造物及び分離帯

(2) 街路樹及び路傍樹

(3) 信号機、道路標識、道路反射鏡、里程標並びに防護柵及び駒止

(4) 消火栓、火災報知機、指定消防水利の標識及び防火水槽の標識

(5) 郵便差出箱、信書便差出箱、公衆電話所、公衆便所並びに路上に設置する変圧器及び配電器

(6) 送電塔、送受信塔及び照明塔

(7) 煙突及びガスタンク、水道タンクその他これらに類する物件

(8) 銅像、神仏像、記念碑その他これらに類する物件

(9) 景観法第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項の規定により指定された景観重要樹木

(10) 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(平成20年法律第40号)第12条第1項の規定により指定された歴史的風致形成建造物

2 石垣、擁壁その他これらに類する物件に広告物を直接表示してはならない。

3 次に掲げる物件には、はり紙(ポスターを含む。以下同じ。)、はり札等、広告旗又は立看板等を表示し、又は設置してはならない。

(1) 電柱、街灯柱その他これらに類する物件

(2) 消火栓の標識

(3) バスの停留所の上屋

(4) 植樹帯及びベンチ

4 道路の路面には、広告物を表示してはならない。

(禁止広告物等)

第7条 形状、規模、色彩、意匠その他表示の方法が、良好な景観又は風致を害するおそれのある
広告物等は、表示し、又は設置してはならない。

2 次に掲げる広告物等は、表示し、又は設置してはならない。

(1) 腐朽し、腐食し、又は破損しやすい材料を使用した危険な広告物等

(2) 構造又は設置の方法が危険な広告物等

(3) 風圧、地震の発生その他の事由による振動又は衝撃により容易に破損し、落下し、倒壊する等のおそれのある広告物等

(4) 信号機、道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるおそれがある広告物等その他の
道路の安全を阻害するおそれがある広告物等

(広告物等の表示又は設置の方法等の基準等)

第8条 広告物等の表示又は設置に係る基準は、別表第1に定める地域種別に応じ、それぞれ別表
第2に定めるところによる。

2 市長は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第9項に規定する地区計画が定められている
区域において、同法第12条の5第2項第1号に規定する地区整備計画に定められた広告物等
に関する事項が良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するも
のであると認められる場合は、前項の規定にかかわらず、当該事項を当該区域に係る同項に規定
する基準とすることができる。

3 市長は、第33条第1項の規定により広告景観形成方針を定めた区域において、当該方針に定め
られた事項が良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するも
のであると認められる場合は、第1項の規定にかかわらず、当該事項を当該区域に係る同項に規
定する基準とすることができる。

4 前3項に定めるもののほか、広告物等は、次に掲げる事項又は基準に適合するものとする。

(1) 景観計画に定められた景観法第8条第2項第4号イに掲げる事項

(2) 景観計画に定められた特定地区の区域における良好な景観形成のための方針及び景観形成
基準

(適用除外)

第9条 次に掲げる広告物等(第7号に掲げる広告物を除く。)については第4条から第6条まで、
前条及び次条の規定は、第7号に掲げる広告物については第4条、第6条、前条及び次条の規定

は、それぞれ適用しない。

- (1) 法令の規定により表示し、又は設置する広告物等
 - (2) 国、地方公共団体又は公共的団体が公共的目的をもって表示し、又は設置する広告物等で規則で定めるもの
 - (3) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）による選挙運動のために表示し、又は設置する広告物等
 - (4) 工事現場の板塀、仮囲い及び飛散を防止するためのシートその他これに類するものに表示する広告物で、周囲の景観に調和するもので規則で定めるもの
 - (5) 冠婚葬祭、祭礼等のために一時的に表示し、又は設置する広告物等
 - (6) 講演会、展覧会、音楽会等のため、その会場の敷地内に表示し、又は設置する広告物等
 - (7) 電車又は自動車等に表示する広告物で規則で定めるもの
 - (8) 公益上必要な施設又は物件に寄贈者名を表示する広告物で規則で定める基準に適合するもの
 - (9) 自己の住宅又はその敷地内に自己の住所、氏名等を表示し、又は設置する広告物等で規則で定める基準に適合するもの
 - (10) 自己の店舗、営業所若しくは事業所（以下「店舗等」という。）又はこれらの敷地内に自己の店舗等の所在地、自己の名称、屋号、商標、営業の内容等を表示し、又は設置する広告物等のうち、海水浴場が設置されている期間中の海水浴場の区域内における更衣休憩所、食堂、売店等の当該海水浴場を利用する者の利便に専ら供される施設に表示し、又は設置する広告物等で規則で定める基準に適合するもの
 - (11) 駐車場の敷地内において車両の進路等を案内するため、路面等に表示するもの
- 2 次に掲げる広告物等（前項に規定する広告物等を除く。）については、第4条から第6条までの規定は、適用しない。
- (1) 自己の店舗等又はその敷地内に自己の店舗等の所在地、自己の名称、屋号、商標、営業の内容等を表示し、又は設置する広告物等で規則で定める基準に適合するもの
 - (2) 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物等で規則で定める基準に適合するもの（前号に掲げるものを除く。）
- 3 法人その他の団体が表示し、又は設置する広告物等であって、その広告料収入の全部又は一部を地域における公共的な取組であって市長が定めるものに要する費用に充てるものについては、第5条及び第6条（第1項第1号から第4号まで及び第5号（公衆便所並びに路上に設置する変

圧器及び配電器を除く。)を除く。)の規定は、適用しない。

4 公益上必要な施設又は物件で規則で定めるものに表示し、又は設置する広告物等であつて、その広告料収入の全部を当該公益上必要な施設又は物件の設置又は管理に要する費用に充てるものについては、第5条及び第6条第1項第5号(公衆便所に限る。)の規定は、適用しない。

5 次に掲げる広告物等(第1項及び第2項に規定する広告物等を除く。)については、第4条の規定は適用しない。

(1) 営利を目的としないはり紙、はり札等その他これらに類する広告物で規則で定める基準に適合するもの

(2) 公益社団法人、公益財団法人その他公益を目的とする事業を行う法人又は団体が表示する広告物等で公益上必要と認められるもの

(特定区域)

第10条 別表第3に掲げる古都鎌倉特定区域(以下「古都鎌倉特定区域」という。)に表示し、又は設置する広告物等は、第8条に規定する基準に加え、同表に規定する基準に適合するものでなければならない。ただし、市民の安全性又は利便性の向上のために必要なもので、かつ、公共性が高いものとして、市長が認めるものについては、この限りでない。

(許可の特例)

第11条 市長は、広告物等が良好な景観を形成し、又は風致を維持し、かつ、公衆に対する危害を及ぼすおそれがないと認めるときは、第4条第3項の規定にかかわらず、同条第1項の許可をすることができる。

(許可の期間及び条件)

第12条 市長は、第4条第1項の許可をする場合においては、許可の期間(以下「許可期間」という。)を定めるほか、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な条件を付することができる。

2 許可期間は、3年を超えることができない。

3 許可期間満了後、更に継続して広告物等を表示し、又は設置しようとするときは、許可期間満了の30日前までに規則で定めるところにより申請し、市長の許可を受けなければならない。

4 第4条第3項、前条並びに第1項及び第2項の規定は、前項の許可に準用する。

(変更等の許可)

第13条 第4条第1項の許可を受けた者は、その許可に係る広告物の表示内容に変更を加え、又はその広告物等を改造し、若しくは移転しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところに

より申請し、市長の許可を受けなければならない。ただし、規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときは、この限りでない。

2 第4条第3項、第11条並びに前条第1項及び第2項の規定は、前項の許可に準用する。

(許可の表示)

第14条 この条例の規定による許可を受けた者は、規則で定めるところにより、当該許可に係る広告物等の一部に、許可を受けた旨の表示を貼付しなければならない。ただし、規則で定める広告物等については、この限りでない。

第3章 広告物等の管理

(管理義務)

第15条 広告物等を表示し、若しくは設置する者若しくはこれを管理する者又は広告物等の所有者若しくは占有者（以下「設置者等」という。）は、当該広告物等に関して補修その他必要な管理を行い、良好な状態に保持しなければならない。

(点検)

第16条 設置者等は、広告物等について、規則で定めるところにより、次条第2項に規定する規則で定める資格を有する者に、当該広告物等の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況の点検をさせなければならない。ただし、規則で定める広告物等については、この限りでない。

2 この条例の規定による許可又は許可期間の更新の申請をする者（第4条第2項の規定による許可の申請をする者にあつては、現に設置されている掲出物件に広告物を表示しようとする場合に限る。）は、規則で定めるところにより前項に規定する点検の結果を市長に提出しなければならない。

(特定屋外広告物安全管理者の設置)

第17条 規則で定める基準に該当する広告物等を表示し、又は設置する者は、特定屋外広告物安全管理者を設置しなければならない。

2 前項の特定屋外広告物安全管理者は、規則で定める資格を有する者でなければならない。

3 第1項の規則で定める基準に該当する広告物等を表示し、又は設置する者は、同項の規定により特定屋外広告物安全管理者を設置したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(設置者等の変更の届出)

第18条 この条例の規定により許可を受けた広告物等を表示し、若しくは設置する者若しくは当該許可の申請に当たり当該広告物等の管理者とした者又は前条第1項の特定屋外広告物安全管理者

(次項において「表示者等」という。)に変更があったときは、新たにこれらの者となった者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

2 表示者等は、その氏名若しくは名称又は住所に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(除却義務)

第19条 広告物等を表示し、若しくは設置する者又はこれを管理する者は、許可期間が満了したとき、又は第22条の規定により許可が取り消されたときは、その日から10日以内にこれを除却しなければならない。

2 広告物等を表示し、若しくは設置する者又はこれを管理する者は、広告物等の表示又は設置が必要でなくなったときは、速やかにこれを除却しなければならない。

(除却等の届出)

第20条 この条例の規定により許可を受けた広告物等を表示し、又は設置する者は、当該広告物等を除却したとき又は当該広告物等が滅失したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

第4章 監督

(指導等)

第21条 市長は、この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又は第12条第1項（同条第4項又は第13条第2項の規定により準用する場合を含む。）の規定により付された条件（以下「許可条件」という。）に違反した設置者等に対し、違反を是正し、又は状態を改善するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

(許可の取消し)

第22条 市長は、この条例の規定により許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該許可を取り消すことができる。

- (1) 許可条件に違反したとき。
- (2) 第13条第1項の規定に違反したとき。
- (3) 次条第1項の規定による市長の命令に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。

(違反に対する措置)

第23条 市長は、この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又は許可条件に違反して広告物等を表示し、若しくは設置する者又はこれを管理する者に対し、その表示若しくは設置の停止を命

じ、又は5日以上の期限を定めて、その除却その他良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、若しくは公衆に対する危害を防止するために必要な措置を命ずることができる。

- 2 市長は、法第7条第2項の規定により掲出物件を除却する場合においては、5日以上の期限を定めて、その期限までにこれを除却すべき旨及びその期限までに除却しないときは、自ら又はその命じた者若しくは委任した者が除却する旨を公告しなければならない。

(公表等)

第24条 市長は、第21条の規定による勧告又は前条第1項の規定による命令を受けた者が、正当な理由なく当該勧告又は命令に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該勧告又は命令を受けた者に対し、規則で定めるところにより、意見陳述の機会を与えるものとする。
- 3 市長は、前条第1項の規定による命令を神奈川県屋外広告物条例（昭和24年神奈川県条例第62号。以下「県条例」という。）第24条の規定による登録を受けた者に対してした場合は、その者の氏名又は名称及び住所その他規則で定める事項を神奈川県知事に通知する。

(違反の表示)

第25条 市長は、この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反する広告物等に、その広告物等が違反である旨を自ら表示し、又はその命じた者若しくは委任した者に表示させることができる。

- 2 前項の規定による表示の規格は、規則で定める。

(広告物等を保管した場合の公示の方法)

第26条 法第8条第2項の規定による公示は、次に掲げる方法により行わなければならない。

- (1) 次条各号に掲げる事項を、規則で定める場所に14日間（法第7条第4項の規定により除却された広告物にあつては、2日間）掲示すること。
 - (2) 法第8条第3項第2号に掲げる広告物等については、前号に規定する期間が満了しても、なお当該広告物等の所有者、占有者その他当該広告物等について権原を有する者（次項及び第31条第1項において「所有者等」という。）の氏名又は名称及び住所を知ることができないときは、その掲示の要旨を規則で定める方法により周知すること。
- 2 市長は、法第8条第1項の規定により広告物等を保管したときは、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管物件一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これを所有者等その他利害関係を有する者に自由に閲覧させなければならない。

(広告物等を保管した場合の公示事項)

第27条 法第8条第2項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した広告物等の名称又は種類及び数量
- (2) 保管した広告物等が表示され、又は設置されていた場所及び当該広告物等を除却し、又は除却させた日時
- (3) 広告物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した広告物等を返還するため、市長が必要と認める事項
(広告物等の価額の評価の方法)

第28条 法第8条第3項に規定する広告物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物の使用期間、損耗の程度その他当該広告物等の価額の評価に関する事情を勘案して行うものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、広告物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した広告物等を売却する場合の手続)

第29条 法第8条第3項に規定する保管した広告物等の売却は、規則で定める方法により行うものとする。

(公示の日から売却可能となるまでの期間)

第30条 法第8条第3項各号の条例で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる期間とする。

- (1) 法第8条第3項第1号の期間 2日
- (2) 法第8条第3項第2号の期間 3月
- (3) 法第8条第3項第3号の期間 2週間

(保管した広告物等を返還する場合の手続)

第31条 市長は、法第8条第1項の規定により保管した広告物等（同条第3項の規定により売却した代金（同条第5項の規定により当該代金を売却に要した費用に充てた場合にあつては、当該代金からその充てた額を控除するものとする。）を含む。）を所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証するに足りる書類の提示等の方法によって、その者が当該広告物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

(報告及び立入検査)

第32条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、設置者等に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、広告物等の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物等を検査さ

せ、若しくは関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第5章 広告景観形成の推進

(広告景観形成地区)

第33条 市長は、良好な景観を形成し、又は風致を維持するため特に必要があると認める地域を広告景観形成地区として指定することができる。

- 2 市長は、広告景観形成地区を指定しようとするときは、当該広告景観形成地区における良好な広告物等の設置を促進するための方針（以下「広告景観形成方針」という。）を定めるものとする。

- 3 広告景観形成方針は、景観計画に即したものとしなければならない。

- 4 広告景観形成方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 広告物等の表示又は設置に関する基本目標及び方針

(2) 広告物等の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示又は設置の方法に関する事項

- 5 市長は、広告景観形成方針を定め、又は変更しようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を公告し、その案を当該公告の日から起算して15日間一般の縦覧に供しなければならない。

- 6 前項の規定による公告があったときは、当該公告に係る広告景観形成地区内に住所を有する者及び当該広告景観形成地区において広告物等を表示し、若しくは設置する者又はこれを管理する者のうち意見を有するものは、縦覧に供された広告景観形成方針の案について、当該公告の日から起算して30日以内に市長に当該意見を記載した書面を提出することができる。

(広告景観形成方針の遵守等)

第34条 広告景観形成地区において、広告物等（第11条の規定による許可を得たものを除く。）を表示し、又は設置しようとする者（広告物等を変更し、又は改造しようとする者を含む。）は、第8条及び第10条の基準によるほか、当該広告物等が広告景観形成方針に適合するよう努めなければならない。ただし、市民の安全性又は利便性の向上のために必要なもので、かつ公共性が高いものとして、市長が認めるものについては、この限りでない。

- 2 広告景観形成地区において、第9条第2項に規定する広告物等を表示し、又は設置しようとする者（広告物等を変更し、又は改造しようとする者を含む。）は、その旨を市長に届け出なければ

ばならない。ただし、規則で定める広告物等は、この限りでない。

- 3 市長は、広告景観形成方針の内容に照らし、良好な景観を形成するために必要があると認めるときは、広告景観形成地区において広告物等を表示し、若しくは設置する者又はこれを管理する者に対し、鎌倉市都市景観条例（平成18年9月条例第16号）第33条第1項に規定する景観アドバイザー（以下「景観アドバイザー」という。）の派遣等技術的支援に努めるとともに、広告景観形成方針に基づき必要な指導又は助言をすることができる。

（広告協定）

第35条 一定の区域内の土地、建築物及び工作物の所有者又はこれらを使用する権利を有する者（以下「土地所有者等」という。）は、当該区域において良好な景観を形成するため、広告物等に関する協定（以下「広告協定」という。）を締結し、当該広告協定が適当である旨の市長の認定を受けることができる。

- 2 一の建築物に複数の広告物等を表示し、又は設置する場合においては、当該建築物の所有者又はこれを使用する権利を有する者（以下「建築物所有者等」という。）は、良好な景観を形成するため、当該建築物における広告協定を締結し、当該広告協定が適当である旨の市長の認定を受けることができる。
- 3 広告協定には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - （1） 広告協定の対象となる区域又は建築物
 - （2） 広告物等の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示又は設置の方法に関する事項
 - （3） 広告協定の有効期間
 - （4） 広告協定に違反した場合の措置
 - （5） その他広告協定の実施に関し必要な事項
- 4 第1項又は第2項の認定を受けた広告協定を変更しようとする場合においては、当該広告協定に係る土地所有者等又は建築物所有者等の全員の合意をもってその旨を定め、市長の認定を受けなければならない。
- 5 市長は、第1項又は第2項の認定の申請があった場合において、当該申請に係る広告協定が、次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認定をするものとする。
 - （1） 広告協定の対象となる区域内の土地、建築物及び工作物又は広告協定の対象となる建築物の利用を不当に制限するものでないこと。
 - （2） 良好な景観の形成に資するものであること。
 - （3） 規則で定める基準に適合するものであること。

6 広告協定の対象となる区域内の土地所有者等で当該広告協定を締結していない者、又は広告協定の対象となる建築物に広告物等を表示し、若しくは設置する建築物所有者等で当該広告協定を締結していない者は、当該広告協定が第1項、第2項又は第4項の規定による認定を受けた後いつでも、市長に対し書面でその意思を表示することによって、当該広告協定に加わることができる。

7 第1項、第2項又は第4項の規定による認定を受けた広告協定を廃止しようとする場合においては、当該広告協定に係る土地所有者等又は建築物所有者等の過半数の合意をもってその旨を定め、市長の認定を受けなければならない。

8 市長は、第1項、第2項、第4項又は前項の規定による認定をしたときは、その旨を公告しなければならない。

(支援及び助言等)

第36条 市長は、前条第1項、第2項又は第4項の規定による認定をしたときは、当該認定を受けた広告協定に係る土地所有者等又は建築物所有者等に対し、技術的支援等を行うとともに、良好な景観を形成するために必要な措置をとるよう指導又は助言をすることができる。

(市民等の協力等)

第37条 市長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、市民及び事業者に対し協力を求めることができる。

2 市民及び事業者は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、市長に提案又は協力の申出をすることができる。

(啓発等)

第38条 市長は、良好な広告景観の形成を図るため、技術的支援に努めるとともに、優良な広告物の表彰等による啓発活動の推進に努めるものとする。

第6章 雑則

(処分、手続等の効力の承継)

第39条 広告物等を表示し、若しくは設置し、又はこれを管理する者について変更があった場合においては、この条例又はこの条例に基づく規則の規定により従前のこれらの者がした手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者がしたものとみなし、従前のこれらの者に対してした処分、手続その他の行為は、新たにこれらの者となった者に対してしたものとみなす。

(景観審議会への諮問)

第40条 市長は、次に掲げる場合においては、あらかじめ、鎌倉市都市景観条例第5条第1項に規

定する鎌倉市景観審議会（以下「景観審議会」という。）に諮問し、意見を聴かなければならない。

- (1) 第5条第1号、第14号及び第15号並びに第33条第1項の規定により市長が地域等を指定し、又はこれらの指定を変更し、若しくは解除しようとするとき。
- (2) 別表第1、別表第2及び別表第3を改正しようとするとき。
- (3) 第9条第3項若しくは第4項の規定を適用し、第4条第1項の許可をしようとするとき、又は第11条の規定により許可をしようとするとき。
- (4) 第9条第1項第2号、第4号、第7号、第8号、第9号及び第10号、同条第2項第1号及び第2号、同条第4項並びに同条第5項第1号に規定する規則で定める広告物等、基準又は施設若しくは物件を定め、又は変更しようとするとき。
- (5) 広告景観形成方針を定め、又は変更しようとするとき。
- (6) 第35条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定による認定をしようとするとき。

(意見聴取)

第41条 市長は、この条例の規定に基づく処分その他の行為をしようとする場合において必要があると認めるときは、景観審議会又は景観アドバイザーの意見を聴くことができる。

2 前項の規定に該当する場合のほか必要があると認めるときは、市長は、広告物等に関する事項について景観アドバイザーの意見を聴くことができる。

(告示)

第42条 市長は、第5条第1号、第14号及び第15号並びに第33条第1項の規定による指定を行い、又はこれらの指定を変更し、若しくは解除したときは、その旨を告示しなければならない。

(手数料)

第43条 この条例の規定による許可を受けようとする者は、別表第4に定める手数料を納めなければならない。

2 既納の手数料は、還付しない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

3 市長は、特別な理由があると認めるときは、手数料の全部又は一部を免除することができる。

(違反屋外広告物除却協力員)

第44条 市長は、地域と行政が一体となり、この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又は許可条件に違反した屋外広告物（以下「違反屋外広告物」という。）がない環境づくり、まちづくりを推進するため、別に定めるところにより鎌倉市違反屋外広告物除却協力員を置き、法第7条

第4項の規定により広告物等を除却させることができる。

(適用上の注意)

第45条 この条例の適用に当たっては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

(委任)

第46条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第7章 罰則

第47条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。

- (1) 第4条第1項の規定に違反して許可を受けずに広告物等を表示し、又は設置した者
- (2) 第5条又は第6条の規定に違反して広告物等を表示し、又は設置した者
- (3) 第13条第1項の規定に違反して、広告物の表示内容に変更を加え、又は広告物等を改造し、若しくは移転した者
- (4) 第19条第1項の規定に違反して広告物等を除却しなかった者
- (5) 第23条第1項の規定による命令に違反した者

第48条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

- (1) 第32条第1項の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、又は同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者
- (2) 第32条第1項の規定による検査を拒み、妨げ又は忌避した者
- (3) 第32条第1項の規定による質問に対して答弁をせず、又は虚偽の答弁をした者

第49条 第14条に規定する許可を受けた旨の表示を貼付しない者は、10万円以下の罰金に処する。

第50条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第51条 設置者等が、故意に、第25条第1項の規定による表示を、市長又はその命じた者若しくは委任した者の承諾を得ず剥がしたときは、2,000円以下の過料に処する。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第40条及び第41条の規定は公布の日から、第24条及び第51条の規定は同年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行前に県条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりされた処分、手続その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行の際現に県条例の規定により適法に表示され、又は設置されている広告物等で、施行日において第5条又は第6条の規定により表示し、又は設置することができないこととなるもの（第9条第1項及び第2項の規定により第5条及び第6条の規定を、第9条第3項の規定により第5条及び第6条（第1項第1号から第4号まで及び第5号（公衆便所並びに路上に設置する変圧器及び配電器を除く。）を除く。）の規定を、第9条第4項の規定により第5条及び第6条第1項第5号（公衆便所に限る。）の規定を、適用しないこととされるものを除く。）については、施行日から10年間（施行日以後に当該広告物等に変更を加え、又は当該広告物等を改造し、若しくは移転しようとするときは、当該変更を加え、又は改造し、若しくは移転する日の前日までの間）は、第5条及び第6条の規定を適用しない。
- 4 この条例の施行の際現に県条例の規定により適法に表示され、又は設置されている広告物等で、施行日において第8条及び第10条に規定する基準又は事項に適合しないもの（第9条第1項の規定により第8条及び第10条の規定を適用しないこととされるものを除く。）については、施行日から10年間（施行日以後に当該広告物等に変更を加え、又は当該広告物等を改造し、若しくは移転しようとするときは、当該変更を加え、又は改造し、若しくは移転する日の前日までの間）は、第8条及び第10条の規定を適用しない。
- 5 第43条の規定は、施行日以後に第4条第2項、第12条第3項又は第13条第1項の規定により行われた申請について適用し、第2項の規定により当該申請とみなされる申請については、なお従前の例による。
(条例の見直し)
- 6 この条例は、その運用状況、効果等を勘案し、第1条に規定する目的の達成状況を評価した上で、この条例の施行後5年以内に必要な見直しを行うものとする。
(手数料条例の一部改正)
- 7 鎌倉市手数料条例（平成12年3月条例第28号）の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
(都市景観条例の一部改正)
- 8 鎌倉市都市景観条例（平成18年9月条例第16号）の一部を次のように改正する。
(次のよう略)

別表第1（第8条）

地域種別	該当地域
第1種地域	<p>1 都市計画法第8条第1項の規定により定められた風致地区（以下「風致地区」という。）及び首都圏近郊緑地保全法第3条第1項の規定により指定された近郊緑地保全区域（以下「近郊緑地保全区域」という。）（用途地域のうち第一種住居地域及び第二種住居地域を除く。）</p> <p>2 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第4条第1項の規定により指定された歴史的風土保存区域</p> <p>3 用途地域のうち第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び第一種中高層住居専用地域</p>
第2種地域	<p>1 風致地区及び近郊緑地保全区域（用途地域のうち第一種住居地域及び第二種住居地域に限る。）</p> <p>2 用途地域のうち第二種中高層住居専用地域</p> <p>3 用途地域のうち第一種住居地域（第1項及び第4種地域に該当する地域を除く。）</p> <p>4 都市計画法第7条第1項の市街化調整区域（風致地区を除く。）</p>
第3種地域	<p>1 用途地域のうち準工業地域、工業地域及び工業専用地域（第4種地域に該当する地域を除く。）</p>
第4種地域	<p>1 用途地域のうち準住居地域</p> <p>2 用途地域のうち第二種住居地域（第2種地域に該当する地域を除く。）</p> <p>3 一般国道（道路法（昭和27年法律第180号）第5条第1項の規定による一般国道をいう。）及び県道（同法第7条第1項の規定による県道をいう。）の両外側30メートル以内である用途地域のうち第一種住居地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域</p>
第5種地域	<p>1 用途地域のうち近隣商業地域及び商業地域</p>

別表第2（第8条、第10条）

1 建築物を利用するもの及び広告塔、広告板等

広告物等の種類	地域種別	基準

建築物の壁面等を利用するもの	はり紙等	全ての地域	<ol style="list-style-type: none"> 1 表示面積は、1枚につき1平方メートル以内とすること。 2 同一のものを連続して表示しないこと。 3 容易に除却できる方法により表示すること。
建築物の壁面等を利用するもの	壁面に直接表示し、又は設置するもの	第1種地域	<ol style="list-style-type: none"> 1 表示面積の合計は、一の壁面につき5平方メートル以内とし、表示し、又は設置する壁面を4面以下とすること。 2 地上から広告物等の上端までの高さは5メートル以下とすること。ただし、建築物、施設若しくは団体の名称のうち一つ又はシンボルマークその他これに類するものうち一つの立体的に加工した文字等（以下「建築物名称等の切り文字等」という。）を壁面に直接取り付けることによって表示する場合（明るすぎる照度を有するLED照明等を使用しない場合に限る。）は、この限りでない。 3 壁面からはみ出さないこと。 4 電光的に発光することにより常時表示する内容を変化させることができる装置（LEDディスプレイ、可変式LED照明を使用する広告等を含む。以下「電光表示装置等」という。）を設置しないこと。 5 懸垂昇降装置のある広告幕を表示し、又は設置しないこと。
		第2種地域	<ol style="list-style-type: none"> 1 表示面積の合計は、一の壁面につき10平方メートル以内又は当該壁面の面積の20分の1以内とし、表示し、又は設置する壁面を4面以下とすること。ただし、表示面積の合計が10平方メートルを超える場合は、建築物の上部から突出する広告塔又は広告板を設置しないこと。 2 地上から広告物等の上端までの高さは5メートル以下とすること。ただし、建築物名称等の切り文字等を壁面に直接取り付けることによって表示する場合（明るすぎる照度を有するLED照明等を使用しない場合に限る。）は、この限りでない。 3 壁面からはみ出さないこと。 4 電光表示装置等を設置しないこと。

			5 懸垂昇降装置のある広告幕を表示し、又は設置しないこと。
		第3種地域	<p>1 表示面積の合計は、一の壁面につき20平方メートル以内又は当該壁面の面積の10分の1以内とし、表示し、又は設置する壁面を4面以下とすること。</p> <p>2 地上から広告物等の上端までの高さは10メートル以下とすること。ただし、建築物名称等の切り文字等を壁面に直接取り付けることによって表示する場合又は懸垂昇降装置のある広告幕を設置する場合（明るすぎる照度を有するLED照明等を含まないものに限る。）は、この限りでない。</p> <p>3 壁面からはみ出さないこと。</p> <p>4 電光表示装置等を設置する場合は、市長が別に定める基準によること。</p>
		第4種地域 第5種地域	<p>1 表示面積の合計は、一の壁面につき30平方メートル以内又は当該壁面の面積の10分の1以内とし、表示し、又は設置する壁面を4面以下とすること。</p> <p>2 地上から広告物等の上端までの高さは10メートル以下とすること。ただし、建築物名称等の切り文字等を壁面に直接取り付けることによって表示する場合又は懸垂昇降装置のある広告幕を設置する場合（明るすぎる照度を有するLED照明等を含まないものに限る。）は、この限りでない。</p> <p>3 壁面からはみ出さないこと。</p> <p>4 電光表示装置等を設置する場合は、市長が別に定める基準によること。</p>
建築物から突出するもの	建築物の壁面から突出するもの	全ての地域	<p>1 表示し、又は設置する壁面の上端を超えないこと。</p> <p>2 建築物の壁面から1.2メートルを超えて突出しないこと。</p> <p>3 道路上に突出する部分は、次に掲げる基準に適合すること。 (1) 路端から1メートルを超えて突出しないこと。 (2) 地上から広告物等の下端までの高さは、3メートル以上とし、車道上にあつては4.7メートル以上とすること。</p>

		4 電光表示装置等を設置しないこと。ただし、時間貸し駐車場の満空表示で、必要最小限の規模のものであって、市長が別に定める基準に適合するものは、この限りでない。
	第1種地域 第2種地域	1 表示面積の合計は、一の建築物につき17平方メートル以内とすること。 2 表示し、又は設置する広告物等の上端は、地上から10メートル以下とすること。
	第3種地域 第4種地域	1 表示面積の合計は、一の建築物につき30平方メートル以内とすること。 2 表示し、又は設置する広告物等の上端は、地上から15メートル以下とすること。
	第5種地域	1 表示面積の合計は、一の建築物につき50平方メートル以内とすること。 2 表示し、又は設置する広告物等の上端は、地上から15メートル以下とすること。
建築物 の上部 から突 出する もの	全ての地域(第1種地域を除く。)	1 広告物等の形状については、縦の長さを横の長さで除して得た数を1以下とすること。 2 建築物から横にはみ出さないこと。 3 屋上の物見塔、装飾塔その他これに類するものには、表示し、又は設置しないこと。 4 電光表示装置等を設置しないこと。 5 点滅又は動光を伴わないものであること。
	第1種地域	1 表示し、又は設置しないこと。
	第2種地域	1 表示面積(建築物の上部から突出する広告塔にあっては、最大断面積をいう。以下この表において同じ。)の合計は、一の建築物につき5平方メートル以内とすること。 2 広告物等の高さは、建築物の最高部を超えないこと。
	第3種地域	1 表示面積の合計は、一の建築物につき30平方メートル以内とすること。

		<p>2 建築物の上端から広告物等の上端までの高さは、3メートル以下とし、かつ、当該建築物の高さの3分の1以下とすること。</p>
	第4種地域	<p>1 表示面積の合計は、一の建築物につき50平方メートル以内とすること。</p> <p>2 建築物の上端から広告物等の上端までの高さは、5メートル以下とし、かつ、当該建築物の高さの3分の1以下とすること。</p>
	第5種地域	<p>1 表示面積の合計は、一の建築物につき70平方メートル以内とすること。</p> <p>2 建築物の上端から広告物等の上端までの高さは、7メートル以下とし、かつ、当該建築物の高さの3分の1以下とすること。</p>
広告塔又は広告板	全ての地域	<p>1 道路上に突出しないこと。（第1種地域に限る。）</p> <p>2 道路上に突出する部分は、次に掲げる基準に適合すること。（第1種地域を除く。）</p> <p>（1）路端から1メートルを超えて突出しないこと。</p> <p>（2）地上から広告塔又は広告板の下端までの高さは、3メートル以上とし、車道上にあつては4.7メートル以上とすること。</p> <p>3 第1種地域及び第2種地域においては、広告塔又は広告板に電光表示装置等を設置しないこと。ただし、時間貸し駐車場の満空表示等、地域住民の日常生活の利便に供する施設において、自ら提供するサービス等を表示する広告塔又は広告板で、必要最小限の規模のものにあつては、この限りでない。</p> <p>4 広告塔又は広告板に電光表示装置等を設置する場合は市長が別に定める基準によることとし、第1種地域の項から第4種地域第5種地域の項までの基準は、適用しない。</p>
	第1種地域	<p>1 表示面積の合計は、一の広告塔又は広告板につき5平方メートル以内とすること。</p> <p>2 地上から広告塔又は広告板の上端までの高さは、3メートル以下とすること。</p>

	第2種地域	<p>1 表示面積の合計は、一の広告塔又は広告板につき15平方メートル以内とすること。</p> <p>2 地上から広告塔又は広告板の上端までの高さは、5メートル以下とすること。</p>
	第3種地域	<p>1 表示面積の合計は、一の広告塔又は広告板につき20平方メートル以内とすること。</p> <p>2 地上から広告塔又は広告板の上端までの高さは、10メートル以下とすること。</p>
	第4種地域 第5種地域	<p>1 表示面積の合計は、一の広告塔又は広告板につき30平方メートル以内とすること。</p> <p>2 地上から広告塔又は広告板の上端までの高さは、10メートル以下とすること。</p>
広告塔又は広告板に類するもの	全ての地域	<p>1 アーケードに表示し、又は設置するものは次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>(1) 地上からアーケードの下端までの高さは3メートル以上とすること。</p> <p>(2) 表示面積は、0.5平方メートル以内とすること。</p> <p>(3) 同一の商店街においては、位置、形状及び規模を統一すること。</p> <p>(4) 電光表示装置等を表示し、又は設置しないこと。</p> <p>2 道路を横断して設置するものは、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>(1) 地上から道路を横断する広告物等の下端までの高さは、4.7メートル以上とすること。</p> <p>(2) 特定の商品名又は商店名を表示しないこと。</p> <p>(3) 電光表示装置等を表示し、又は設置しないこと。</p> <p>3 アドバルーンは、直径3メートル以下のものとし、掲揚する場合は、高度45メートル以下とし、常時2人以上の監視人を置くこと。雨若しくは雪が降り、又は風速5メートル毎秒以上の</p>

		<p>風が吹く環境においては、掲揚しないこと。これに設置する広告物は、長さ15メートル以下、幅1.5メートル以下とし、主綱に緊結すること。</p> <p>4 立看板は、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>(1) 表示面積は、一の立看板につき2.5平方メートル以内とすること。</p> <p>(2) 地上から立看板の上端までの高さは、3メートル以下とすること。</p> <p>(3) 一の敷地につき表示面積の合計は、第1種地域にあつては3平方メートル以内、その他の地域にあつては5平方メートル以内とすること。</p> <p>(4) 第1種地域及び第2種地域においては、電光表示装置等は設置しないこと。その他の地域において電光表示装置等を設置する場合は、市長が別に定める基準によること。</p>
広告旗	全ての地域	<p>1 表示面積は、一の広告旗につき2.5平方メートル（片面につき1.25平方メートル）以内とすること。</p> <p>2 地上から広告旗の上端までの高さは、3メートル以下とすること。</p>
	第1種地域 第2種地域	<p>1 複数の広告旗を表示し、又は設置する場合において、一の敷地につき立て看板を含む表示面積の合計は、5平方メートル以内とすること。</p>
	第3種地域 第4種地域 第5種地域	<p>1 道路の路肩から5メートル以内の場所に複数の広告旗を表示し、又は設置する場合は、相互の距離を5メートル以上とすること。</p>
特定案内誘導広告物		<p>1 第1種及び第2種地域においては表示面積1平方メートル以内かつ広告物の上端の地上からの高さ3メートル以内、古都鎌倉特定区域（第1種及び第2種地域を除く。）においては表示面積1平方メートル以内（集合案内広告物の場合は5平方メートル以内）かつ広告物の上端の地上からの高さ5メートル以</p>

	<p>内とすること。</p> <p>2 表示事項は、店舗等の名称、方向、距離その他の案内誘導のために必要な最小限度の事項であること。</p> <p>3 道路上に突出しないものであること。</p> <p>4 内部照明又はネオン管を用いないものであり、かつ、点滅又は動光を伴わないものであること。</p> <p>5 一の掲出物に複数の表示内容を掲出する場合は、原則として、5つ以内であること。</p> <p>6 同一店舗等の広告物の相互距離は500メートル以上（集合看板の場合は300メートル以上）であること。</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

備考

- 1 この表、2の表及び別表第3において、自己用広告物とは、第9条第1項第9号及び第10号並びに同条第2項第1号及び第2号の広告物等をいう。
- 2 この表、2の表及び別表第3において、特定案内誘導広告物とは、市内にある店舗等の広告物等で、店舗等の敷地から3キロメートル以内に設置されるものをいう。
- 3 この表に定める基準のほか、別表第1に掲げる地域種別のうち第1種地域及び第2種地域における広告物等の基準は、次に定めるとおりとする。
 - (1) 一の住居又は店舗等におけるこれらの広告物の一の敷地当たりの表示面積の合計は、第1種地域においては27平方メートル以内とし、第2種地域においては47平方メートル以内とすること。
 - (2) 第1種地域においては、自己用広告物以外の広告物等を表示し、又は設置しないこと。ただし、第9条各項の規定が適用される広告物等（自己用広告物を除く。）、特定案内誘導広告物並びに電柱の巻付け看板及び添架看板並びに電車又は自動車等の外面を利用する広告物にあっては、この限りでない。
 - (3) ネオン管を用いないものであり、かつ、点滅又は動光を伴わないものであること。
 - (4) 明るすぎる照度を有するLED照明等を使用しないこと。
 - (5) 投影広告物を表示しないこと。
- 4 この表に定める基準のほか、別表第1に掲げる地域種別のうち第3種地域から第5種地域における広告物等の基準は、次に定めるとおりとする。

(1) ネオン管を用いる場合は、点滅又は動光を伴わないものであること。

(2) 明るすぎる照度を有するLED照明等を使用しないこと。

(3) 投影広告物を表示する場合は、市長が別に定める基準によること。

5 電光表示装置等を使用するものにあつては、映像を表示する部分の表面積に4を乗じて得た面積を当該部分の表示面積として、この表の規定を適用するものとする。

2 電柱、街灯柱及び標識柱を利用するもの

広告物等の種類	地域種別	基準
電柱を利用するもの	全ての地域	<ol style="list-style-type: none">1 巻付け看板又は添架看板に限る。2 巻付け看板は、一の柱につき1対以内とすること。3 添架看板は、一の柱につき1枚とすること。4 信号機が設置されている電柱には表示し、又は設置しないこと。5 巻付け看板は、地上から広告物等の上端までの高さを1.2メートル以上、3メートル以下とすること。6 添架看板は、次に掲げる基準に適合すること。<ol style="list-style-type: none">(1) 縦1.2メートル以下、横0.5メートル以下とし、電柱から横に0.6メートルを超えてはみ出さないこと。(2) 添架看板は、原則として道路の中心線の反対側に向けて表示し、又は設置し、かつ、地上から当該添架看板の下端までの高さは歩道上の場合は地上3メートル以上、車道上の場合は4.7メートル以上とすること。7 同一の道路に表示し、又は設置する場合は、形状及び規模を統一すること。
街灯柱を利用するもの	全ての地域	<ol style="list-style-type: none">1 巻付け看板、添架看板又はつり下げて表示する旗及びこれに類するもの（以下「つり下げ旗」という。）に限る。2 巻付け看板は、一の柱につき1対以内とすること。3 添架看板は、一の柱につき1枚とすること。4 つり下げ旗は、一の柱につき1対以内とすること。

		<p>5 巻付け看板は、地上から広告物等の上端までの高さを1.2メートル以上、3メートル以下とすること。</p> <p>6 添架看板及びつり下げ旗は、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>(1) 縦1.2メートル以下、横0.5メートル以下とし、街灯柱から横に0.6メートルを超えてはみ出さないこと。</p> <p>(2) 原則として道路の中心線の反対側に向けて表示し、又は設置し、かつ、地上から当該添架看板及びつり下げ旗の下端までの高さは歩道上の場合は地上3メートル以上、車道上の場合は4.7メートル以上とすること。</p> <p>7 同一の道路に表示し、又は設置する場合は、形状及び規模を統一すること。</p>
標識柱(道路標識を除く。)を利用するもの	全ての地域	<p>1 縦を0.4メートル以下とし、横を0.8メートル以下とすること。</p> <p>2 蛍光色、発光機材及び反射素材を使用しないこと。</p> <p>3 一の標識につき、1枚とすること。</p>

備考 第1種地域においては、自己用広告物以外の広告物等を表示し、又は設置しないこと。ただし、第9条各項の規定が適用される広告物等(自己用広告物を除く。)及び特定案内誘導広告物にあっては、この限りでない。

3 電車又は自動車等の外面を利用するもの

広告物等の種類	地域種別	基準
電車又は自動車等の外面を利用するもの(共通)	全ての地域	<p>1 発光し、蛍光素材を使用し、又は反射効果を有する広告物は表示しないこと。</p> <p>2 電光表示装置等は、設置しないこと。</p> <p>3 色彩、意匠その他の表示の方法が、走行する地域の景観に調和したものであること。</p>
電車の外面を利用するもの	全ての地域	<p>次に掲げる基準のいずれかによるものとする。</p> <p>1 ラッピング広告以外のものは、次に掲げる基準に適合するこ</p>

		<p>と。</p> <p>(1) 前面又は後面に表示するものは、縦0.6メートル以下、横1メートル以下で、それぞれ1件以内とすること。</p> <p>(2) 側面に表示するものは、1件につき縦0.6メートル以下、横3メートル以下とし、一の側面について表示面積の合計は1.8平方メートル以内とすること。</p> <p>2 ラッピング広告は、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>(1) 一の外面に表示する広告物の面積の合計は、当該外面の面積の10分の1以下であること。</p> <p>(2) 車両の窓、ドア等のガラス部分、屋根及び底面には表示しないこと。</p> <p>(3) 第5条第6号に掲げる地域（トンネル部分を除く。）は走行しないこと。</p>
<p>路線バスの外面を利用するもの</p>	<p>全ての地域</p>	<p>次に掲げる基準のいずれかによるものとする。</p> <p>1 ラッピング広告以外のものは、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>(1) 表示し、又は設置する位置は、前面以外の外面とすること。</p> <p>(2) 側面に表示するものは、1件につき縦0.6メートル以下とし、横3メートル以下とすることとし、かつ、表示面積の合計は一の側面につき、1.8平方メートル以内とすること。</p> <p>(3) 後面に表示し、又は設置するものは、縦0.6メートル以下、横1メートル以下で、1件以内とすること。</p> <p>2 ラッピング広告は、次に掲げる基準に適合すること。</p> <p>(1) 表示し、又は設置する位置は、前面以外の外面とすること。</p> <p>(2) 車両の窓、ドア等のガラス部分、屋根及び底面には表示しないこと。</p> <p>(3) 第5条第6号に掲げる地域（トンネル部分を除く。）は</p>

		走行しないこと。
電車、路線バス 以外の自動車 等の外面を利 用するもの	全ての地域	<p>1 表示し、又は設置する位置は、前面以外の外面とすること。</p> <p>2 側面に表示するものは、1件につき縦0.6メートル以下とし、横3メートル以下とすることとし、かつ、表示面積の合計は一の側面につき、1.8平方メートル以内とすること。</p> <p>3 後面に表示するものは、縦0.6メートル以下、横1メートル以下で、1件以内とすること。</p> <p>4 広報車に表示する場合は、第1項から第3項までの基準は適用しない。</p>

別表第3 (第10条)

古都鎌倉特定区域	基準
都市計画法第8条第6号に規定する景観地区のうち鎌倉景観地区並びに鎌倉市風致地区条例第6条第1項第3号に規定する第3種風致地区のうち坂ノ下、由比ガ浜四丁目、材木座五丁目及び材木座六丁目地内	<p>1 建築物の上部から突出する広告物等を表示し、又は設置しないこと。</p> <p>2 自己用広告物以外の広告物等を表示し、又は設置しないこと。ただし、第9条各項の規定が適用される広告物等、特定案内誘導広告物並びに電柱の巻付け看板及び添架看板並びに電車又は自動車等の外面を利用する広告物にあっては、この限りでない。</p> <p>3 電光表示装置等を設置しないこと。ただし、第9条第2項第1号に掲げる広告物等及び第2号に掲げる広告物等（時間貸し駐車場の満空表示等、地域住民の日常生活の利便に供する施設において、自ら提供するサービス等を表示する広告塔又は広告板で、必要最小限の規模のものに限る。）であって市長が別に定める基準に適合するものは、この限りでない。</p> <p>4 投影広告物、懸垂昇降装置のある広告幕及びアドバルーンを利用した広告物等を表示し、又は設</p>

	置しないこと。 5 点滅又は動光を伴わないものであること。 6 明るすぎる照度を有するLED照明等を使用しないこと。
--	------------------------------------------------------------------

別表第4 (第43条)

区分		単位	金額
はり紙		50枚	500円
はり札		1枚	300円
立看板		1基	300円
建築物の壁面に直接表示し、又は設置するもの	照明装置のないもの	1基	1,500円 (広告物等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、1,500円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに1,500円を加算した額)
	照明装置のあるもの	1基	2,400円 (広告物等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、2,400円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに2,400円を加算した額)
建築物の壁面から突出するもの及び建築物の上部から突出するもの	照明装置のないもの	1基	1,500円 (広告物等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、1,500円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに1,500円を加算した額)
	照明装置のあるもの	1基	2,400円 (広告物等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、2,400円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに2,400円を加算した額)
広告塔、広告板、アーケードに設置するもの、道路を横断して設置するもの又は案内板	照明装置のないもの	1基	1,500円 (広告物等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、1,500円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに1,500円を加算した額)

	照明装置のあるもの	1 基	2,400円（広告物等の表示面積が5平方メートルを超えるときは、2,400円にその超える5平方メートル又はその端数ごとに2,400円を加算した額）
アーチ	照明装置のないもの	1 基	6,000円
	照明装置のあるもの	1 基	9,000円
アドバルーン	照明装置のないもの	1 個	1,000円
	照明装置のあるもの	1 個	1,500円
広告旗	許可期間が3月以内のもの	1 本	300円
	許可期間が3月を超えるもの	1 本	1,500円
電柱を利用するもの、街灯柱を利用するもの及び標識柱を利用するもの		1 枚	300円
電車又は自動車等の外面を利用するもの		1 台	800円

備考 はり紙の枚数が50枚未満であるとき又はその枚数に50枚未満の端数があるときは、その満たない数又は端数は、50枚として計算する。